別紙

第 12 次東京都交通安全計画（中間案）に対する意見等

<table>
<tr><td>意見募集期間</td><td colspan="2">令和8年3月 18 日（水曜日）まで</td></tr>
<tr><td>団体名</td><td colspan="2">東京消費者団体連絡センター</td></tr>
<tr><td rowspan="3">御意見</td><td colspan="2">【該当箇所】
①70ページ、第2部　第1編　第2章　1（2）イ　幼稚園等における交通安全教育
②94ページ、第2部　第1編　第3章　1（5）「自転車利用者対策の推進」
③95ページ、第2部　第1編　第3章　1（6）「電動モビリティに対する指導取締り」
④143ページ、第2編　第1章　1（1）　オ「ホームドア等整備促進事業」及び　カ「ホームドア整備加速緊急対策事業」</td></tr>
<tr><td colspan="2">【意見内容】
①担当部署として保育所を指導・監督する『都保健局』を追加するべきです。
②自転車利用者の交通ルール遵守を徹底させるため、令和8年4月から導入される「青切符（交通反則通告制度）」を厳格に運用し、信号無視や一時不停止などの危険な違反に対する指導取締りを大幅に強化することを求めます。
③特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）や、ペダル付き電動バイクによる事故防止のため、無免許運転や通行区分違反への取締り強化とともに、違法な車両を販売する事業者への徹底した捜査を要望します。
④鉄道駅におけるホームドアの設置をより一層加速させるため、鉄道事業者および区市町村に対する補助制度の継続、および予算の更なる拡充を希望します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【理由】
①この箇所で謳っている「幼稚園等における交通安全教育」の「等」は保育所を含んでいると解釈できます。保育所に通う幼児が心身の発達段階に応じて、日常の保育活動の中で交通ルールを自然に習得できるようにする支援が必要です。保育所における交通安全教育の実効性をあげるために『都保健局』を明記する必要があると考えます。
②都内の自転車関連事故は令和2年の10,407件から令和7年には13,845件に増加しています。また、自転車側に何らかの違反があった割合は72％（令和7年）と極めて高く、現状の指導警告だけでは不十分だと考えます。歩行者の事故のうち、自転車が第1当事者となった事故の件数・割合は近年高止まりしています。歩行者が安心して歩ける環境を作るには、自転車への厳格な規制が不可欠です。
③特定小型原動機付自転車の事故件数は、令和6年の244件から令和7年には280件へと増加傾向にあります。ペダル付き電動バイクを「電動アシスト自転車」と称して販売するなどの違法行為が、利用者の誤解と危険な走行を招いている実態があります。
④計画案37ページによると、令和6年度の鉄道運転事故のうち、人身傷害事故が約75％を占めており、そのうち「ホーム上で接触」した事故が全体の46％と最も多くなっています。ホームドアの設置は、これらホーム上での事故を物理的に防ぐために不可欠です。高齢者や障がい者、子どもが安心して鉄道を利用できる環境を整えることは、本計画の重視すべき視点である「人優先の交通安全」に合致すると考えます。ホームドアの設置には多額の費用がかかるため、鉄道事業者の自助努力のみならず、行政による積極的な財政支援が設置の早期完了には欠かせません。</td></tr>
</table>